

福岡県公報

令和5年6月20日
第407号

目次

告示(第422号-第429号)

○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
公 告		
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	3
○市の換地処分	(農村森林整備課)	4
○指定介護療養型医療施設の辞退	(介護保険課)	4
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	4
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	5

告 示

福岡県告示第422号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
豊前市大字川内418の1(次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第423号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	------------	-------	------------	-----	---------------	---------------

朝 倉 県 道	朝 倉 線 小石原	前	朝倉市黒川1225番2先から 朝倉市黒川1225番4先まで	3.6 ～ 14.1	346.2
		後	朝倉市黒川1225番2先から 朝倉市黒川1225番4先まで	3.2 ～ 14.1	

福岡県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年6月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	朝 倉 線 小石原	朝倉市黒川1225番2先から 朝倉市黒川1225番4先まで

福岡県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

直 方 県 道	直 方 線 芦屋	前	直方市大字下新入621番1先から 直方市大字植木407番3先まで	7.2 ～ 19.1	758.1
		後	直方市大字下新入621番1先から 直方市大字植木407番3先まで	7.2 ～ 19.1	
		後	直方市大字下新入621番1先から 直方市大字植木407番3先まで	8.6 ～ 50.8	745.4

福岡県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直 方 県 道	直 方 線 宗像	前	直方市大字植木29番1先から 直方市大字植木727番1先まで	8.2 ～ 29.4	497.8	
		後	直方市大字植木29番1先から 直方市大字植木727番1先まで	8.2 ～ 29.4		
		後	直方市大字植木34番5先から 直方市大字植木727番1先まで	10.2 ～ 68.9	565.9	

福岡県告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和 5 年 6 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方 県 道	中 宮 間 田 線	中 宮 間 田 線	前	直方市大字植木354番 1 先から 直方市大字植木30番 1 先まで	5.0 ～ 6.4	61.1
			後	直方市大字植木354番 1 先から 直方市大字植木30番 1 先まで	5.0 ～ 6.4	61.1
			後	直方市大字植木354番 1 先から 直方市大字植木34番 5 先まで	5.0 ～ 17.7	67.4

福岡県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	国 道	385号	前	那珂川市大字五ヶ山1008番 1 先から 那珂川市大字五ヶ山1007番 1 先まで	7.8 ～ 11.9	16.0
			後	那珂川市大字五ヶ山1008番 1 先から 那珂川市大字五ヶ山1007番 1 先まで	7.8 ～ 30.2	16.0

福岡県告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年6月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	385号	那珂川市大字五ヶ山1008番 1 先から 那珂川市大字五ヶ山1007番 1 先まで

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和 5 年 6 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更しようとする都市計画の種類

福岡広域都市計画道路 7・5・2-5号 野口髭園線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和 5 年 7 月 14 日 午後 4 時から

(2) 場所

古賀市役所第2庁舎 4階402会議室（福岡県古賀市駅東一丁目1番地1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 福岡広域都市計画道路の変更の案の概要

路 線 名	位 置	区 域 (延長)
7・5・2-5号 野口髭園線	(廃止する)	

(2) 閲覧

令和5年6月23日から同年7月7日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び古賀市役所建設産業部都市整備課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和5年7月7日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

市町村から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和5年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良事業の事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
朝倉市	朝倉市須川・比良松（桂川流域下須川・下比地区）	令和5年5月30日

公告

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設から指定の辞退があったので、同法第115条第2号及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）第2条の規定による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の2の規定により、次のように公告する。

令和5年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	辞退年月日
介護療養型医療施設	4014413340	重藤内科・外科 大牟田市日出町三丁目1-21	重藤 紘	令和5年6月30日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点・4級基準点）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大牟田市大字上内	令和5年5月2日から 令和5年12月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
柳川市吉富町外	令和5年6月10日から 令和5年7月31日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
田川郡福智町伊方4135番4、4135番6から4135番8まで、4138番から4140番まで及び4231番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
田川郡福智町伊方4098番地3
社会福祉法人 政芳会
設立代表者 鈴木 晃司

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市下白水北一丁目30番1、38番、39番、46番、47番及び48番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大牟田市大字草木998番地1
株式会社アースエナジー
代表取締役 平川 一幸

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営奥野地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和5年6月20日から 令和5年7月19日まで	福津市役所

公告

尾倉・千代丸地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 退任理事

氏 名	住 所
吉田 清司	遠賀郡遠賀町大字別府2808番地の2
白石 勇	遠賀郡遠賀町大字上別府506番地
高 敏昭	遠賀郡遠賀町大字上別府293番地
高空 秀明	遠賀郡遠賀町大字上別府483番地
永田 満	遠賀郡遠賀町松の本六丁目6番3号
花田 芳浩	遠賀郡遠賀町大字別府2741番地
牛嶋 すま子	遠賀郡遠賀町大字別府2788番地の1
永田 隆治	遠賀郡遠賀町田園一丁目20番12号

2 退任監事

氏 名	住 所
吉田 光男	遠賀郡遠賀町大字別府2732番地の3
小川 和明	遠賀郡遠賀町大字木守1421番地の1

3 就任理事

氏 名	住 所
吉田 清司	遠賀郡遠賀町大字別府2808番地の2
白石 勇	遠賀郡遠賀町大字上別府506番地
高 敏昭	遠賀郡遠賀町大字上別府293番地
高空 秀明	遠賀郡遠賀町大字上別府483番地
永田 満	遠賀郡遠賀町松の本六丁目6番3号
花田 芳浩	遠賀郡遠賀町大字別府2741番地
牛嶋 すま子	遠賀郡遠賀町大字別府2788番地の1
永田 隆治	遠賀郡遠賀町田園一丁目20番12号

4 就任監事

氏 名	住 所
吉田 光男	遠賀郡遠賀町大字別府2732番地の3
小川 和明	遠賀郡遠賀町大字木守1421番地の1